

沖縄県土木建築部一般競争入札公告第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、一般競争入札(以下「入札」という。)を次のとおり実施する。

平成30年3月19日

沖縄県知事 翁長 雄志



1 工事概要

(1)	工 事 名	宜野湾浄化センター送風機機械設備工事M18		
(2)	工 事 場 所	宜野湾市伊佐地内		
(3)	工 種	機械器具設置工事		
(4)	工 事 内 容	送風機、送風機用電動機、吸入弁、吐出弁、仕切弁等		
(5)	工 期	契約締結日の翌日から平成31年3月29日まで		
(6)	入 札 方 式	施工体制確認型総合評価方式 本工事は、施工計画等に関する技術資料を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う。		
(7)	総合評価の適用方式	簡易型I型	(8) 発 注 形 態	特定建設工事共同企業体(JV)発注
(9)	資 格 審 査 方 法	事後審査(自己評価)型 ※入札参加資格の審査を開札後に行う。		
(10)	その他適用のある法令、制度等 〔本案件は、右表のうち、○印を付した制度等の適用がある。〕	○	リサイクル法	※本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
		○	低入札価格調査制度	※本入札案件には、低入札調査基準価格及び失格基準価格が設定されているため、その申込みに係る価格が低入札調査要領に基づく低入札調査基準価格に満たない者(以下「低価格入札者」という。)は、最高評価値であっても必ずしも落札者とはならず、また、失格基準価格を下回る入札を行った者は失格となる。
			議会議決	※本工事に係る契約は、地方自治法第96条の規定に基づき沖縄県議会の議決を得る必要があるため、落札決定後は仮契約を締結し、沖縄県議会の議決を経て通知したときに本契約となる。
		○	準備手続き(予算成立前)	※本手続は、次年度当初予算成立を前提とした年度開始前からの準備手続であり、予算成立後に効力を生じる事業である。従って、県議会において当初予算案が否決された場合は、契約を締結しない。また、次年度当初予算成立後においても、国庫支出金に係る交付申請等の手続の関係上、入札を延期する場合がある。
		○	準備手続き(交付決定前)	※本手続は、国庫支出金に係る予算使用を前提とした事前準備手続であり、交付決定後に効力を生じる事業である。従って、交付申請等の手続の関係上、入札を延期する場合がある。
			準備手続き(繰越承認前)	※本手続は、県議会における繰越承認を前提とした事前準備手続であり、議会承認後に効力を生じる事業である。従って、県議会において、本工事に係る予算の繰越承認が否決された場合は、延期又は中止することがある。また、予算の繰越承認後においても、国庫支出金に係る繰越(翌債)手続の関係上、入札を延期する場合がある。
		○	若手技術者育成型	※本工事は、現場経験の少ない技術者の技術向上を図るため、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者(以下「専任補助者」という。)を配置することができる試行工事である。なお、同制度の取扱いについては、公告文3イ(2)及び入札説明書1(1)ウを参照のこと。
			債務負担行為工事	※本工事は、債務負担行為に係る契約の特則の適用を受ける工事である。
(11)	適用する労務単価	平成30年3月労務単価	※本工事の予定価格は、左記に示す公共工事設計労務単価を適用して積算しており、入札参加者は同単価を適用して見積りを行い入札すること。	
(12)	本工事に係る設計業務等の受託者	(株)日水コン		

2 特定建設工事共同企業体(以下「特定JV」という。)の結成にあたっての要件

(1)	2社共同企業体とする。
(2)	自主結成方式とする。
(3)	当該工事に関し、2つ以上の共同企業体の構成員となることはできない。
(4)	代表者は構成員のうち最大の施工能力を有し、かつ最大の出資割合の者でなければならない。
(5)	構成員のうち最小の出資者の出資比率は、30%以上でなければならない。

3 入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている有資格業者であること。

ア 特定JVの構成員に必要な資格に関する事項

(1)	業種	機械器具設置工事業		(1)の業種において(2)の等級を有することについて、(3)に表示する年度に沖縄県の建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規程第5条による建設工事入札参加資格者名簿への登録があること。また、建設業法に定める(4)の許可を受けた者であること。 なお、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けていること。 ただし、(3)に表示する年度に建設工事入札参加資格者名簿に(1)に記載する業種の経常建設共同企業体(以下「経常JV」という。)として登録されている者及びその構成員は参加できない。
(2)	等級	代表構成員	—	
		その他構成員	—	
(3)	建設工事入札参加資格者名簿登録年度	平成29・30年度		
(4)	許可区分	代表構成員	特定建設業	
		その他構成員	建設業	
(5)	地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。			
(6)	建設業法(昭和24年号外法律第100号)第27条の23に規定する経営事項審査を受けた者であって、経営事項審査結果通知書が有効期限内にあること。			
(7)	施工計画が適正であること。			
(8)	自己評価表(別記様式1)の提出期限日から落札決定日までの期間に、本県の指名停止措置を受けていないこと。			
(9)	<p>入札に参加しようとする者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。 なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、沖縄県土木建築部競争入札心得第3条第2項の規定に抵触するものではない。</p> <p>ア 資本関係 次のいずれかに該当する二者の場合。 (ア)子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合 (イ)親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合</p> <p>イ 人的関係 次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社等である場合を除く。 (ア)一方の会社等の役員(株式会社の取締役(指名委員会等設置会社については執行役)、持分会社(合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。)の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合 (イ)一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合 (ウ)一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合</p> <p>ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合 組合(共同企業体を含む。)とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。</p>			
(10)	<p>原則として、上記1-(12)に表示する設計業務等の受託者(受託者が設計共同体の場合においては、当該設計共同体の各構成員をいう。以下同じ。)又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。 なお、「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次のアからウに該当する者である。</p> <p>ア 資本関係 設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。 (ア)子会社等と親会社等の関係にある場合 (イ)親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合</p> <p>イ 人的関係 設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。ただし、(ア)については、更正会社又は会社等の一方が再生手続が存続中の会社等である場合を除く。 (ア)一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合 (イ)一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合 (ウ)一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合</p> <p>ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合 設計業務等の受託者と建設業者の関係が、組合(共同企業体及び設計共同体を含む。)とその構成員の関係にある場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。</p>			
(11)	警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄県土木建築部発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。			
(12)	取抜け案件	以下の工事を落札した者は、本工事の落札者となることはできない。 ・該当なし		

イ 特定JVの代表者に必要な資格に関する事項

施工実績	対象期間	自平成14年4月1日 至平成30年4月3日	左記の期間内に下記の対象工事を元請けとして施工し、完成・引渡し完了した施工実績を有すること。	
	対象工事	<p>【同種工事】 次の要件を満たす施工実績を有すること。 国内における工事で処理能力（全体計画）が日最大33,000m³/日以上下水道終末処理場に係る機械器具設置工事（自社で製作した機器（別紙「機器主要品目」）が含まれているものに限る。）を元請けとして施工し、完成・引渡しが完了した工事であること。 この場合、自社で製作した機器とは、別紙「機器主要品目」に掲げる機器であること。</p>		
	備考	<p>当該実績が、平成15年4月1日（営繕工事の場合は平成16年4月1日）以降に完成した沖縄県土木建築部の発注した工事に係る実績である場合は、沖縄県土木建築部工事成績評定要領に基づき評定した工事成績評定点が65点以上あること。 なお、土木建築部とは、旧宮古・八重山支庁土木建築課（現土木建築部宮古・八重山土木事務所）及び旧八重山支庁新石垣空港建設課を含む。（以下同じ。） また、特定JV又は経常JVの構成員としての施工実績は、出資比率20%以上のものに限り対象とする。</p>		
配置予定技術者	資格区分	機械器具設置工事業に係る 監理技術者又はこれと同等以上の資格を有する者	左記の要件を満たす監理技術者を当該工事に専任（専任を要しない期間を除く。）で配置できること。 なお、配置予定技術者が現在他の工事に従事している場合は、契約締結時点に当該工事に配置できること。	
	備考	<p>ア 「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の(7)から(イ)のいずれかを満たす者をいう。 (7) 技術士（機械部門又は総合技術監理部門（選択科目を機械部門に係るものとするものに限る。））の資格を有する者。 (イ) これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者 イ 配置予定技術者については、工場制作時における専任の監理技術者は、必ずしも工事現場での監理技術者と同一である必要はない。また、同一工場内で他の同種工事に関する製作と一元的な管理体制のもとで行われている場合については、必ずしも専任であることを要しない。 ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。 エ 配置予定技術者にあつては、申請日以前に3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。 オ 配置予定技術者の専任を要しない期間については、設計図書等で確認すること。</p>		
	若手技術者育成型 試行工事の取扱い	若手技術者育成型試行工事に配置する専任補助者は、上記の要件と同等以上の資格を有する者であること。 なお、JV発注工事の場合、専任補助者は代表者の配置予定技術者に対し配置する。		
その他の条件	右表のうち、○印を付した条件を満たすことを要する。	○ 地域要件	(7) 沖縄県内 (イ) 主たる営業所又は従たる営業所	左記の(7)に示す地域内に、建設業の許可を受けた(イ)に示す事業所が存在すること。
		経営事項審査 評定値	(7) ○○一式工事 (イ)	申請期限日現在で左記の(7)に示す工種の経営事項審査における直近の総合評定値が、(イ)に示す点数以上にあること。
		赤土等流出 防止対策 施工実績	対象期間 自平成**年4月1日 至平成30年4月3日	左記の期間内に元請けとして施工し、完成・引渡しが完了した赤土等流出防止対策の施工実績を有すること。
備考	県発注工事及びJV構成員としての実績の扱いは、3-イ(1)備考に準ずる。			

ウ 特定JVの代表者以外の構成員に必要な資格に関する事項

配置予定技術者	資格区分	機械器具設置工事業に係る 建設業法第26条第1項に 規定する主任技術者又はこれと同等以上の資格を有する者	左記の要件を満たす主任技術者を当該工事に専任（専任を要しない期間を除く。）で配置できること。 なお、配置予定技術者が現在他の工事に従事している場合は、契約締結時点に当該工事に配置できること。	
	備考	<p>ア 「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の(7)から(イ)のいずれかを満たす者をいう。 (7) 技術士（機械部門又は総合技術監理部門（選択科目を機械部門に係るものとするものに限る。））の資格を有する者。 (イ) これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者 イ 配置予定技術者にあつては、申請日以前に3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。 ウ 配置予定技術者の専任を要しない期間については、設計図書等で確認すること。</p>		
	その他の条件	右表のうち、○印を付した条件を満たすことを要する。	○ 地域要件	(7) 伊佐浜・具志川処理区内（宜野湾市、浦添市、沖縄市、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、うるま市） (イ) 主たる営業所
経営審査 事項評定値	(7) ○○一式工事 (イ)		申請期限日現在で左記の(7)に示す工種の経営事項審査における直近の総合評定値が、(イ)に示す点数以上にあること。	

4 入札手続等

(1) 入札手続	電子入札	<p>本工事は、入札手続（入札書の提出から落札者の決定まで）を電子入札システムで行う電子入札対象工事である。ただし、代表者の変更等で電子入札によりがたい場合は、紙入札へ移行することができる。</p> <p>※電子入札に関する事項については、「10 電子入札に関する事項」を参照すること。</p>				
	紙入札	<p>紙入札への移行を希望する場合は、速やかに8-(1)の問い合わせ先に事前連絡をした上で、「沖縄県電子入札運用基準（※）」に基づく所要の手続を、電子入札システムの入札締切日時までに終ること。</p> <p>※【沖縄県土木建築部契約関係例規集>1-17】 http://doboku.pref.okinawa.jp/bid/contract.html</p> <ul style="list-style-type: none"> 電子入札システム利用者が紙入札へ移行する場合「紙入札方式移行申請書」（様式第4号） 紙入札により電子入札案件へ参加する場合「紙入札方式参加申請書」（様式第3号） <p>【沖縄県電子入札ポータルサイト>4. 様式・マニュアル】 http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/doboku/gijiken/ebidportal/download/index.html</p>				
(2) 設計図書の配布	期 間	自 平成30年3月19日 ～ 至 平成30年4月11日				
	配 布 方 法	<p>沖縄県電子入札ポータルサイト内、入札情報システムからダウンロード</p> <p>https://www.ep-bis.supercals.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj?KikanNO=4700000</p>				
	問い合わせ先	沖縄県土木建築部 下水道事務所（那覇）	電話番号	098-868-3484		
(3) 審査にかかる自己評価書の提出	提出期間	<p>自 平成30年3月19日 ～ 至 平成30年4月3日</p> <p>※ 土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで</p>				
	提出場所	所在地	〒900-0029 沖縄県那覇市旭町116-37		提出部数	2部
		課 名	沖縄県土木建築部下水道事務所（那覇） 設備班			
	連絡先	098-868-3484	提出方法	原則、持参		
	提出資料	<p>・自己評価表（別記様式1）</p> <p>※入札参加資格確認申請書（別記様式1-1から別記様式1-3）（以下「申請書」という。）、入札参加資格確認資料（別記様式2から別記様式9）（以下「確認資料」という。）並びに申請書及び確認資料の内容を証明する資料（以下「証明資料」という。）は、4-(9)により後日提出すること。</p> <p>※自己評価表、申請書、確認資料及び証明資料（以下「申請書等」という。）の作成方法については、総合評価方式の運用（案）（※）及び入札説明書による。</p> <p>（※）沖縄県土木建築部技術・建設業課HPからダウンロード http://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/gijiken/kanri/jigyuu/hinshitsu.html</p> <p>※土木建築部技術・建設業課HP>2. 主な事業（施策）の紹介>1. 公共工事の品質確保>2. 公共工事品質確保に関する資料</p>				
(4) 共同企業体資格審査申請書等の提出	提出期間				提出部数	1部
	提出場所	上記4-(3)に同じ				
	連絡先				提出方法	
提出資料	<p>沖縄県土木建築部特定建設工事共同企業体取扱要領に規定する、</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定建設工事共同企業体資格審査申請書（様式第1号） 特定建設工事共同企業体協定書（様式第2号） <p>沖縄県電子入札運用基準に規定する、</p> <ul style="list-style-type: none"> 委任状（電子入札） <p>【沖縄県土木建築部契約関係例規集】 http://doboku.pref.okinawa.jp/bid/contract.html</p>					
(5) 入札期日等	電子入札システムによる場合	入札開始	平成30年4月11日（水） 8:30			
		入札締切	平成30年4月11日（水） 15:00			
	持参による場合（紙入札）	持参日時	平成30年4月12日（木） 9:50			
		持参場所	沖縄県庁舎 1 1 階 土木建築部第 2 入札室			
入札の方法	<p>(1) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載又は電子入札システムに登録すること。</p> <p>(2) 電子入札を行う際は、代表者名義又は委任された受任者名義のICカードで必ず行うこと。</p>					

	紙入札時の 注意事項	<p>(1) 工事費内訳書は、上記の「電子入札システムによる場合」の入札締切日時までに、技術・建設業課へ提出すること。提出がない場合、入札が無効になることがある。</p> <p>(2) 入札者は、自己の印鑑を必ず持参すること。</p> <p>(3) この公告の記載に従い、入札書、委任状には工事名及び工事場所を記入すること。</p> <p>(4) 入札書のくじ番号(任意の数字3桁)を必ず記入すること。</p> <p>(5) 代理人が入札を行う場合、委任状を持参すること。委任状の提出がない場合は、入札に参加することができない。なお、委任状は、代理人の印では訂正できない。</p>		
	工事費内訳書の 提出	<p>(1) 第1回目の入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書(様式自由)を提出すること。</p> <p>(2) 工事費内訳書には、作成年月日、工事名、工種、種別、細目に相当する項目に対応するものの単位、員数、単価及び金額を明らかにし、商号又は名称並びに住所及び代表者名を記載するとともに、代表者印を押印すること。ただし、工事費内訳書を電子入札システムにより提出する場合には、代表者印は省略できる。</p> <p>(3) 提出された工事費内訳書について、契約担当者(これらの者の補助者を含む。)が説明を求められることがある。</p> <p>(4) 電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合、添付するファイルの容量は3MB以内かつ1ファイルのみとし、最新のウイルス定義ファイルに更新したウイルス対策ソフトによりウイルスチェックを行うこと。</p>		
(6) 入札の辞退等	<p>自己評価書の提出後、都合により入札を辞退する場合、紙入札業者については入札締切日時までに入札辞退届(任意様式)を提出すること。電子入札業者については、特段書面手続の必要はなく、入札操作を行わないことで辞退したものとみなす。</p> <p>また、落札決定までの間に別の工事を落札したことにより、配置予定技術者を本工事に配置できなくなった場合は、直ちに8-(1)の問い合わせ先に報告すること。当該報告がなく、本入札の手続が落札決定まで至った場合、「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領(※)」に基づく指名停止を行うことがある。</p> <p>※【沖縄県土木建築部契約関係例規集>1-4】 http://doboku.pref.okinawa.jp/bid/contract.html</p>			
(7) 開札日時	平成30年4月12日(木) 10:00 電子入札システムにより開札			
(8) 落札候補者の選定 及び事後審査の実施	<p>開札後、落札者の決定を保留した上で、次のアからウの要件に該当する者のうち、評価値の最も高い者(以下「最高評価値者」という。)から3者を落札候補者とし、当該候補者から申請書等の提出を受けた上で、入札参加資格の確認(以下「事後審査」という。)を行う。</p> <p>ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内であつ失格基準価格以上であること。</p> <p>イ 評価値が基準評価値(基礎点を予定価格で除した数値)を下回らないこと。</p> <p>ウ 提出された技術資料及び入札価格に基づき、本工事を確実に実現できること。</p> <p>事後審査は、申請書等の提出を求めた者すべてについて行う。事後審査の結果、落札候補者が入札参加資格を有していないことを確認した場合や、資料不備等により評価値の減点があり落札候補者以外の者が最高評価値者となった場合、当該最高評価値者を落札候補者として事後審査を行う。</p>			
(9) 申請書等の提出	<p>開札後、落札候補者から順に低入札調査基準価格以上で入札を行った者を3者確保できるまでの順位の者に対し、「入札参加資格確認申請書等提出依頼通知書」を発行し、以下のとおり申請書等の提出を求める。証明資料が重複する場合の取扱いについては、総合評価方式の運用(案)(※)を参照すること。</p> <p>提出期限までに申請書等を提出しない者は、入札参加資格が無いものとする。</p> <p>なお、当初申請書等の提出を依頼された者以外の者について審査の必要が生じた場合、申請書等の提出期限は該当者あて別途通知する。</p> <p>(※)http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/doboku/gijiken/kanri/jigyuu/hinshitsu.html 技術・建設業課HP>2. 主な事業(施策)の紹介>1. 公共工事の品質確保>2. 公共工物品質確保に関する資料</p>			
通 知 日	平成30年4月12日(木) 17:00 (予定) ※電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札へ移行した者へは書面で通知する。			
提 出 期 限	平成30年4月16日(月) 17:00			
提 出 先	<p>沖縄県那覇市旭町116-37 沖縄県土木建築部下水道事務所(那覇) 設備班 098-868-3484</p>	提出 部数	2部	
提 出 方 法	原則、持参			

(10) 低入札価格調査制度に基づくヒアリングの実施	<p>申請書等の提出を依頼された者のうち、低入札調査基準価格未満かつ失格基準価格以上の入札を行った者（以下「低価格入札者」という。）については、どのような施工体制を構築し、それが施工内容の実現確実性の向上につながるかを審査するため、低入札価格調査制度に係る追加資料（以下「追加資料」という。）の提出を求め、ヒアリングを実施する。低価格入札者は、ヒアリングに協力すること。追加資料の提出及びヒアリングを辞退する場合は、「追加資料提出辞退届（※）」を提出すること。なお、低入札調査基準価格以上の入札を行った者については、ヒアリングを実施しない。</p> <p>※【沖縄県土木建築部契約関係例規集>2-10】 http://doboku.pref.okinawa.jp/bid/contract.html</p>			
	提出依頼	開札後、平成30年4月12日 17:00（予定）までに対象業者あて連絡する。		
	追加資料	<ul style="list-style-type: none"> ・「追加資料様式（エクセル）」 ・「追加資料作成要領（PDF）」 <p>沖縄県土木建築部技術・建設業課HP（※）からダウンロード http://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/gijiken/kanri/jigyoun/hinshitsu.html ※土木建築部技術・建設業課HP>2. 主な事業（施策）の紹介>1. 公共工事の品質確保>2. 公共工事品質確保に関する資料</p>		
	提出期限	平成30年4月16日（月）17:00		
	提出先	沖縄県那覇市旭町116-37 沖縄県土木建築部下水道事務所（那覇） 設備班 098-868-3484	提出部数	2部
	提出方法	直接持参 ※電送（メールやFAX）による提出は認めない（辞退届は除く）。		
	ヒアリング期間	自 平成30年4月18日 至 平成30年4月18日	ヒアリング場所	沖縄県土木建築部下水道事務所（那覇）会議室 所在地 沖縄県那覇市旭町116-37
	その他	ヒアリング日時は、追って連絡する。ヒアリングには、配置予定技術者及び資料の説明が可能な者が必ず出席すること（最大2名）。		
(11) 入札参加資格の確認結果の通知	<p>入札参加資格の確認は、開札後、申請書等の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は以下の日までに電子入札システムにて通知する。なお、紙入札へ移行した業者へは書面にて通知する。</p> <p>平成30年5月2日（水）（予定）</p>			
(12) 落札者の決定方法	事後審査の結果、最高評価値者が入札参加資格を有していると確認した場合は、最高評価値者を落札者とし、一般競争入札参加資格委員会の審議を経て決定する。また、その結果は全入札参加者に通知する。			
(13) 本入札に係る資料の取り扱い	<p>ア 申請書等及び追加資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。</p> <p>イ 契約担当者は、入札参加資格及び施工体制の確認のため以外に、提出された申請書等及び追加資料を使用しない。</p> <p>ウ 申請書等の修正、差し替え、追加、再提出（以下「修正等」という。）は、提出期限内に限り認める。</p> <p>エ 提出された申請書等及び追加資料は、返却しない。</p> <p>オ 一旦提出した追加資料の修正等は認めない。</p> <p>カ 提出期限を過ぎた場合、申請書等及び追加資料ともに受け付けない。</p> <p>キ 提出期限後に書類の記載漏れや添付漏れ等が見つかった場合は入札参加資格無しとなり、入札無効となることがある。また、関連する評価項目において評価対象としない又は評価を下方修正をすることがある。</p> <p>ク 4-(10)のヒアリング実施にあたり、追加資料の提出がない場合、ヒアリングに応じない場合又は配置予定技術者が出席しない場合（ただし、天災、事故、病気等、特別な場合を除く。）は、入札に関する条件に違反した入札として無効とする。</p> <p>ケ 申請書等又は追加資料に虚偽の記載があった場合、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。</p>			

5 総合評価に関する事項

(1) 総合評価の方法	本工事に係る総合評価の方法及び評価値の算出方法は、総合評価方式の運用（案）のとおり。
(2) 評価項目等	本工事の総合評価に関する評価項目、評価基準及び得点配分は、入札説明書1-(1)のとおり。
(3) 評価内容の担保	本工事の施工計画・企業の能力等に係る評価内容を担保するため、入札説明書1-(3)の措置を講ずる。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金	納付の 要否	○	免除（沖縄県財務規則第100条第2項第4号） ※ ただし、落札者が契約を結ばない場合は、損害賠償金として、入札金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5を県に納付しなければならない。
			以下により納付の必要あり（沖縄県財務規則第100条） 入札保証金の金額等は、見積る契約金額の100分の5以上（契約保証の予約にあつては100分の10以上）とする。ただし、次のア、イに掲げる担保の提出があつた場合は、入札保証金の納付に代わる担保が提供されたものとし、ウ、エの提出があつた場合は、入札保証金の納付を免除する。 ア 有価証券等 イ 金融機関の入札保証 ウ 保険会社との間で締結した入札保証保険契約の保険証券 エ 金融機関又は保証事業会社との間で締結した契約保証の予約に係る証書 ※1 入札保証金の金額等とは、有価証券等の総額、金融機関の入札保証金額及び入札保証保険に係る保険金額を含む。 ※2 見積る契約金額とは、入札参加者が消費税法に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加えたものをいう。 ※3 保証事業会社とは、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。 なお、次の者は入札に関する条件に違反したものとして、その入札を無効とする。 (1) 期限までに入札保証金の納付、若しくは納付に代わる上記ア～エのいずれかに係る書類の提出のない者 (2) 入札保証金の金額等並びに契約保証予約に係る額が上記の条件に満たない場合 (3) 入札保証金等の納付等に係る書類に不備があつた場合 また、一度提出された入札保証金の納付等の変更はできないものとする。
入札保証金 (現金の場合)	提出期限		平成30年4月11日 午後1時まで
	提出先		沖縄県〇〇〇〇〇〇〇〇〇番地 沖縄県土木建築部〇〇〇〇課（所） 〇〇班 電話：098-000-0000 内線 0000
	提出方法		「入札保証金納付書発行依頼書（※）」を持参 ※事前に電話連絡すること （県が発行する「歳入歳出外現金払込書」により金融機関で納付後、上記提出期限までに当該受領書（写）を提出すること。） ※【沖縄県土木建築部契約関係例規集>2-13】 http://doboku.pref.okinawa.jp/bid/contract.html
	提出期間		公告日から 平成30年4月10日（火）**:** まで
入札保証保 険証券・入 札保証書・ 契約保証予 約証書	提出先		沖縄県〇〇〇〇〇〇〇〇〇番地 沖縄県土木建築部〇〇〇〇課（所） 〇〇班
	提出方法		持参又は郵送（配達を確認できる方法にて送付すること）
	その他		保険期間又は保証期間は、電子入札日から2か月とする。
有価証券等			受入日時・受入方法等の調整があるので、事前に上記担当者まで電話連絡すること。
(2) 契約保証金			契約を結ぼうとする者は、沖縄県財務規則第101条及び建設工事請負契約書第4条の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。ただし、有価証券等の提供又は銀行、契約担当者等が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。

7 その他の事項

(1) 配置予定技術者の確認	<p>落札者決定後、CORINS等により配置予定監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。</p> <p>なお、病気・死亡・退職等の場合でやむを得ないとして承認された場合を除き、申請書等の差し替えは認めない。また、やむを得ない理由により配置予定技術者を変更する場合は、3-イ(2)に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。</p>	
(2) 低入札調査基準価格を下回った価格をもってする契約について	<p>専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事で、低入札調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合、監理技術者とは別に3に定める要件と同一の要件を満たす技術者を1名、専任で現場に配置すること。施工中、当該技術者は監理技術者を補助し、監理技術者と同様に職務を行うものとする。</p> <p>なお、当該技術者に係る氏名その他必要な事項について、追加資料(様式5)にて報告し、資格要件を証明する資料を添付すること。</p>	
(3) 支払条件	前 金 払	契約金額の40%以内
	中間前金払	「平成14年12月24日土企第1862号通知」に基づく
	部 分 払	「昭和47年7月11日土総第393号通知」に基づく回数
(4) 火災保険の要否	<input checked="" type="radio"/> 要 ・ 否	
(5) 契約締結の時期等	<p>(1) 本工事に係る契約は、落札者決定後7日以内に締結する。ただし、契約担当者が特に指示したときは、この限りでない。</p> <p>(2) 議会議決を要する契約の場合、落札者は、落札決定後7日以内に記名押印した仮契約書の案を提出しなければならない。</p> <p>(3) 契約手続で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。</p>	
(6) 請負代金の変更等	<p>本工事の契約締結後、本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合、変更協議又は関連する工事の予定価格の算定は、本工事の請負比率(元契約額÷元設計額)を変更設計額又は関連工事の設計額に乗じた額で行う。</p>	
(7) 入札参加者等の遵守事項	<p>入札参加者は、「沖縄県土木建築部競争入札心得(※)」、「建設工事請負契約約款(※)」及び「仕様書」を熟読し、これを遵守すること。</p> <p>※【沖縄県土木建築部契約関係例規集>1-13、1-16】 http://doboku.pref.okinawa.jp/bid/contract.html また、入札説明書入手した者は、これを本入札手続き以外の目的で使用してはならない。</p>	

8 本公告に関する質問及び回答

(1) 入札・契約手続に関すること	問 い 合 せ 先	<p>沖縄県那覇市泉崎1-2-2 沖縄県土木建築部技術・建設業課 建設業指導契約班 電話：098-866-2374</p>
(2) 審査にかかる提出資料に関すること	問 い 合 せ 先	<p>沖縄県那覇市旭町116-37 沖縄県土木建築部下水道事務所(那覇) 設備班 電話：098-868-3484</p>
(3) 現場説明事項及び設計図書に関すること	以下の方法により書面で行う。	
	質 問 書 提 出 先	<p>沖縄県那覇市旭町116-37 沖縄県土木建築部下水道事務所(那覇) 設備班 FAX: 098-864-2646</p>
	問 い 合 せ 先	<p>沖縄県那覇市旭町116-37 沖縄県土木建築部下水道事務所(那覇) 設備班 電話：098-868-3484</p>
	提 出 期 間	<p>平成30年3月19日(月)から 平成30年4月2日(月) ※上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで</p>
	提 出 方 法	持参又はFAX ※FAXで提出する場合は、必ず電話にて到達確認を行うこと。
	回 答 方 法	<p>質問に対する回答書は以下の期間、上記の提出場所及び入札情報システム※(沖縄県電子入札ポータルサイト内)に掲載する。</p> <p>※ https://www.ep-bis.supercals.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj?KikanN0=4700000</p>
	期 間	<p>回答日から 平成30年4月11日(水) ※上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで</p>

9 苦情申立て

(1) 入札参加資格が無いと認められた者がその理由に対して不服がある場合	<p>入札参加資格が無いと認められた者は、入札参加資格が無いと認めた理由について、契約担当者に対し説明を求めることができる。 契約担当者は、説明を求められたときは、苦情申立て期限日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）に説明を求めた者に対し書面をもって回答する。</p>	
	提出期限	「競争入札参加資格確認結果」の通知を行った日の翌日から起算して5日以内（休日を除く）
	提出先	沖縄県土木建築部技術・建設業課
	提出方法	書面（様式自由）を持参すること。郵送又は電送（メールやFAX）によるものは受け付けない。
(2) 非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある場合	<p>非落札者は、契約担当者に対して非落札理由について、次により説明を求めることができる。 契約担当者は、説明を求められたときは、苦情申立て期限日の翌日から起算して5日以内（休日を除く）までに説明を求めた者に対し書面をもって回答する。</p>	
	提出期限	落札者決定の公表の日の翌日から起算して5日以内（休日を除く）
	提出先	沖縄県土木建築部技術・建設業課
	提出方法	書面（様式自由）を持参すること。郵送又は電送（メールやFAX）によるものは受け付けない。
(3) 再苦情申立て	<p>上記(1)及び(2)の理由説明に不服がある者は、理由説明に係る書面を通知した日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）に、書面により契約担当者に対して再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立てに係る審議は、沖縄県公共工事入札契約適正化委員会で行う。</p>	
	<p>ア 再苦情申立ての受付窓口及び受付時間 受付窓口： 沖縄県土木建築部技術・建設業課 受付時間： 午前9時から午後5時まで</p> <p>イ 再苦情申立てに関する書類等の配布場所 沖縄県土木建築部技術・建設業課 建設業指導契約班 電話 098-866-2374</p>	

10 電子入札に関する事項

<p>電子入札に関する事項は、「沖縄県電子入札運用基準（※）」によるとともに、以下の事項を参照すること。 ※【沖縄県土木建築部契約関係例規集>1-17】 http://doboku.pref.okinawa.jp/bid/contract.html</p>		
(1) システム稼働時間	<p>土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日までを除く毎日、午前8時から午後8時まで ※稼働時間内でシステムをやむを得ず停止する場合等は、沖縄県電子入札ポータルサイトで通知する。</p>	
(2) 障害発生時及びシステム操作 問い合わせ先	システム操作・接続確認等	<ul style="list-style-type: none"> 電子調達コールセンター 電話番号0570-011311 沖縄県電子入札ポータルサイト
	ICカードの不具合発生時	取得しているICカードの認証機関
(3) 電子入札システム上の通知等の確認	<p>電子入札システムから発行される、以下の通知書等を確認すること。この確認を怠った場合、以後の入札手続に参加できなくなる等の取扱いを受けることがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 落札保留通知書 競争入札参加資格確認結果通知書 入札参加資格確認申請書等提出依頼通知書 競争入札参加資格要件不適合通知書 未審査通知書 日時変更通知書 入札書受信確認通知（電子入札システムから自動発行） 入札書受付票 入札締切通知書 再入札通知書 再入札書受信確認通知（電子入札システムから自動発行） 落札者決定通知書 保留通知書 取止め通知書 <p>※失格基準価格未満で入札された場合、電子入札システムの「入札状況一覧」の摘要欄に「失格」と表示され、それ以降は「落札者決定通知書到着のお知らせ」のみ送信される。</p>	